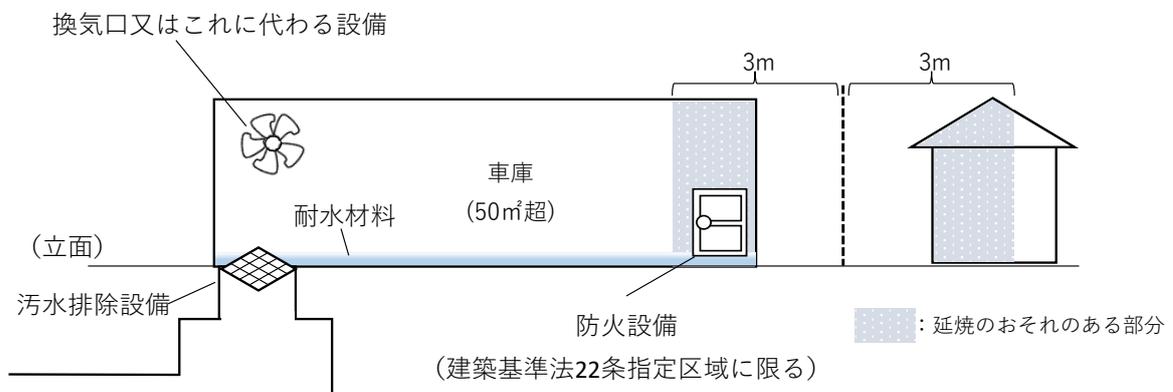


「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例」の改正内容について

- ・ 畜舎建築利用計画の認定に当たっては、共管省令で定める基準に適合する必要があるが、技術基準について、条例で安全上等必要な制限を付加することができる。とされている。
- ・ 道では、畜舎等に係る立地や積雪等を踏まえた安全上等の理由から、畜舎等の建築等に対して付加されている北海道建築基準法施行条例と同等の制限を付加している。
- ・ 農林水産省令の改正により、建築基準法上の特殊建築物に当たる畜産業用倉庫及び畜産業用車庫が新たに畜舎特例法の対象となることから、畜産業用倉庫及び畜産業用車庫に対し、安全上等の理由から北海道建築基準法施行条例で特殊建築物に対して付加されている制限と同等の規定を設けることとする。

1 構造設備

50㎡超の畜産業用車庫（燃料を使用しない車両を格納する畜産業用車庫を除く。）の構造設備は、換気や污水排除等の設備を設けること。

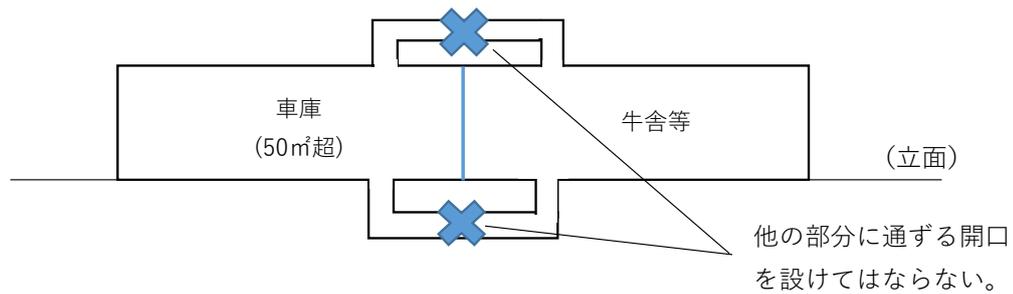


- ①床及びピットは、耐水材料で造り、污水排除の設備を設けること。
(カタピラを有する車両のみの用に供する畜産業用車庫については除く。)
- ②直接外気に接する適当な換気口又はこれに代わる設備を設けること。
- ③建築基準法22条指定区域においては、外壁の窓又は出入口のうち延焼のおそれのある部分には、防火設備を設けること。
※ 建築基準法22条指定区域・・・防火地域および準防火地域以外で、火災による建築物の延焼を防ぐために特定行政庁が指定する区域

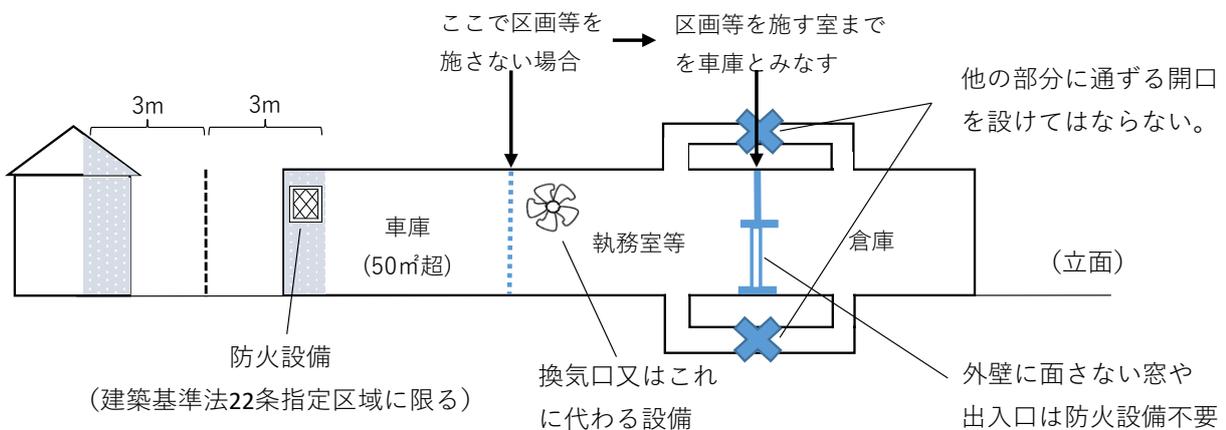
共管省令では、畜産業用車庫の床を耐水材料にする等の規定がないため、車両を保管する施設である車庫はガソリンの染み込み等による出火の危険性が高いことから、防火上の安全確保のため定めるもの。

2 他の用途部分との区画

畜舎等の一部に50㎡超の畜産業用車庫（燃料を使用しない車両を格納する畜産業用車庫を除く。）を設ける場合は、その床及び天井には、その他の部分に通ずる開口を設けてはならない。



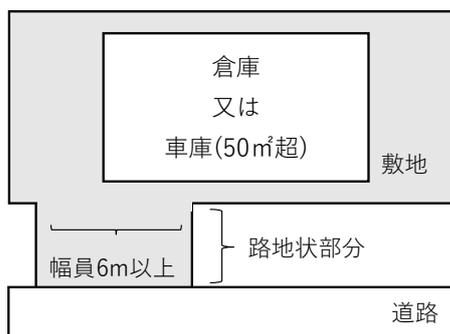
また、畜産業用車庫に接続して執務室等がある場合は、当該室を畜産業用車庫の一部とみなして、構造設備（換気・防火設備）及び上記の規定を適用することができる。



共管省令では、畜産業用車庫の天井及び床にその他の部分に通ずる開口を設けてはならないという規定がないため、道においては延焼防止の観点から、区画に関し定めるもの。

3 敷地の形態

都市計画区域及び準都市計画区域内に畜産業用倉庫及び50㎡超の畜産業用車庫の建築等をする場合、敷地は、幅員が6m未満の路地状部分のみによって道路に接してはならない。

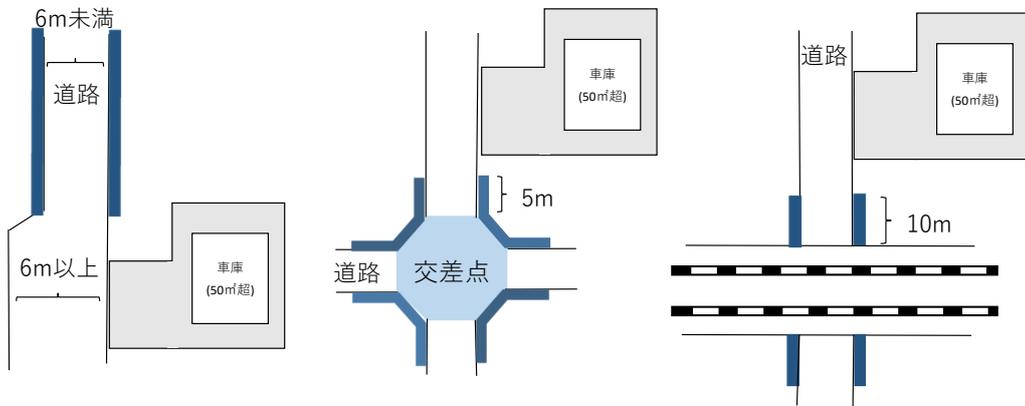


※ただし、200㎡以下の畜産業用倉庫の敷地で、路地状部分の長さが25m以下の場合、路地状部分の幅員は4m以上6m未満でも可。

共管省令では、畜舎等の敷地は道路に2m以上接しなければならないという規定があるが、道においては雪による道路との接道幅の減少を考慮し、災害時の避難経路の確保や消防・救急車両の通行・活動等のため、原則、接道幅を6m以上とするもの。

4 敷地と道路との関係

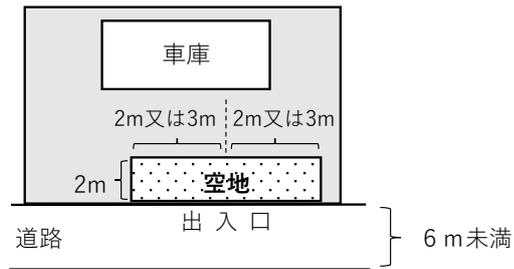
都市計画区域及び準都市計画区域内に建築等をする50㎡超の畜産業用車庫の敷地の車両の出入口は、6m未満の幅員の道路や交差点、踏切等から離れた箇所に設けることとする。



■ : 出入口設置禁止場所

※ただし、車両の出入口の道路境界線から2mの範囲の部分に下表の空気を確保した場合は、6m未満の幅員の道路に、車両の出入口を設けることが可能。

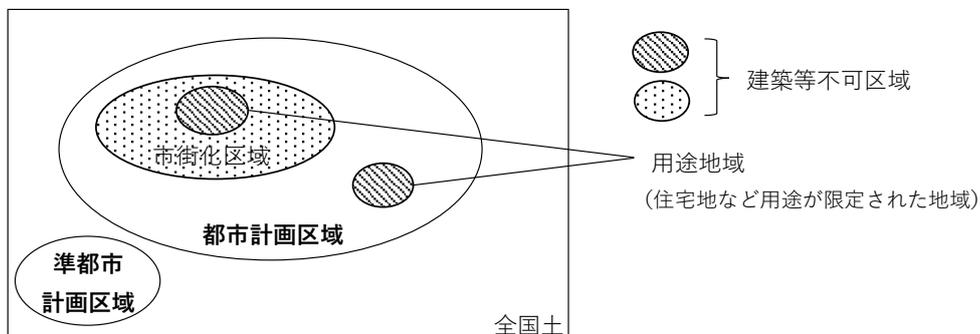
車庫の用途に供する部分の床面積の合計	車両の出入口の空地の幅
50㎡超100㎡以下	車両の出入口の中心から前面道路に向かって左右にそれぞれ2m
100㎡超200㎡以下	車両の出入口の中心から前面道路に向かって左右にそれぞれ3m



共管省令では、車両の出入口の位置に係る規定がなく、道においては積雪により道幅が狭くなるため、車両の通行の安全面を考慮し、車両の出入口の位置について定めるもの。

(参考) 畜舎等の建築等が可能な区域

都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域以外に建築等が可能



※市街化区域：優先的に市街化を図る区域

都市計画区域：総合的に整備等をする必要がある区域

準都市計画区域：将来的な整備等に支障が無いよう設定された区域